

令和6年度産業廃棄物実態調査実施要領

(目的)

第1 本調査は、産業廃棄物の発生・排出・再生利用・処理等の実態を把握、将来予測を行うことにより、産業廃棄物の発生抑制、減量化、資源化等の政策の策定に活用する。

(調査概要)

第2 調査の概要は次のとおりとする。

(1) 調査対象期間・区域

期間：令和6年6月下旬から令和6年8月下旬

区域：長野県全域

(2) 業務内容（詳しい項目・内容は別紙参照。）

ア 排出事業者へのアンケート調査

イ 資料調査

ウ 調査結果の内容精査・集計・問い合わせ対応等

エ 将来予測

オ 過去調査結果の内容精査

カ 報告書作成

キ その他上記業務に伴い必要となる業務

(3) 調査項目

ア 産業廃棄物の排出及び処理状況

イ 産業廃棄物の地域間移動状況

ウ 産業廃棄物排出量等の将来の見込み

エ 産業廃棄物の減量化・再資源化等の意識調査 等

(準拠する法令等)

第3 準拠する法令等は次のとおりとする。

(1) 委託契約書

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(3) 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例

(4) 産業廃棄物排出・処理実態調査指針について（平成22年4月27日付環産産発第100427001号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）

(5) 長野県財務規則及び諸規則

(別紙)

1 排出事業者へのアンケート調査

(1) 調査対象事業者の選定

下表に示す業種、抽出方法により 5,000 事業者を選定する。（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「多量排出事業者」及び「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」に基づく「準多量排出事業者」を含める。）

対象業種		標本抽出方法
鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業、採石業、砂利採取業	経済センサスに登録された、従業者 30 人以上全数抽出、5 人以上 30 人未満無作為抽出
建設業	全業種	経済センサスに登録された、資本金 3 千万円以上の事業所を全数抽出、3 千万円未満無作為抽出
製造業	全業種	経済センサスに登録された、従業者 30 人以上全数抽出、5 人以上 30 人未満無作為抽出
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業	
	水道業	全数抽出
情報通信業	映像・音声・文字情報制作業	経済センサスに登録された、従業者 30 人以上全数抽出、5 人以上 30 人未満無作為抽出
運輸業、郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業	
卸売業、小売業	機械器具小売業、その他の小売業	
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食店	
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	
教育、学習支援業	学校教育	
医療、福祉	医療業	全数抽出
サービス業(他に分類されないもの)	自動車整備業、その他のサービス業	経済センサスに登録された、従業者 30 人以上全数抽出、5 人以上 30 人未満無作為抽出

抽出事業者は、平成 31 年度に実施した「長野県産業廃棄物実態調査（平成 30 年度実績）」と概ね同程度数となることを想定している。選定にあたっては、資源循環推進課と事前に協議の上決定するものとする。

(2) 調査票の作成

ア 数量等に関する調査

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の品目ごとに、別表（産業廃棄物実態調査において把握する項目一覧表）の記載項目及び処理方法等について、業種別、地域別にデータを整備するために必要な調査項目を設定し、これに基づき調査票を作成する。

なお、中間処理後残さ量の最終処分量・再生利用量等については、「産業廃棄物排出・処理実態調査指針について（平成 22 年 4 月 27 日付環産産発第 100427001 号 環境省大臣

官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)」における「種類別・中間処理方法別の処理前量に対する処理後量の比率の例」等を使用して定量的な把握を行うこと。

イ 意識に関する調査

排出事業者が取り組む産業廃棄物の発生抑制、減量化等の取り組み、目標値等について把握するための項目を設定し、これに基づき調査票を作成する。

(3) 調査票の発送、回収、督促、問合せ対応、礼状発送

調査対象事業者への発送・回収・督促・問合わせ対応及び礼状発送を行う。

産業廃棄物に関する調査について、回収率は60%以上とする。

なお、別紙1(1)の事業者について、産業廃棄物に関する調査票を発送することとする。その際は、必要に応じて名寄せ作業を実施し、一括して事業者へ送付する。

2 資料調査

農業からの産業廃棄物については、アンケート調査による標本調査を行わず、県保有の既存資料を基に調査する。

3 調査結果の内容精査・集計等

(1) 回答内容を精査のうえ、排出量、再生利用量、最終処分量等を推計し集計等の作業を行う。

集計等は、地域別、業種別、処理状況別、県外を含む地域間移動状況別等、産業廃棄物の動向を把握するために必要と認められる各種のパターンを資源循環推進課と協議のうえ設定して行うものとする。

(2) 最終処分量については、他県からの最終処分流入量も含め集計することとし、下記4の将来予測においても同様とする。

4 将来予測

産業廃棄物の種類ごとに、排出量、再生利用量、最終処分量等について令和17年度までの数量を予測する。

5 循環利用量等の推計

出口側の循環利用量及び循環利用率を推計し集計等の作業を行う。集計等は、種類別、地域別、業種別等、産業廃棄物の動向を把握するために必要と認められる各種のパターンを資源循環推進課と協議のうえ設定して行うものとする。また過去に実施した実態調査の結果及び4の将来予測を基に、過去と将来の循環利用量及び循環利用率を推計及び予測する。詳細については資源循環推進課と協議のうえ決定するものとする。

(別表)

産業廃棄物実態調査において把握する項目一覧表

項目	定義
(A) 発生量	事業場内等で生じた産業廃棄物量及び有償物量。
(B) 有償物量	(A)のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量。
(C) 排出量	(A)のうち、(B)の有償物量を除いた量。
(D) 自己中間処理量	(C)のうち、自ら中間処理した廃棄物量で処理前の量。
(E) 自己中間処理後量	(D)で中間処理された後の廃棄物量。
(E1) 自己中間処理後再生利用量	(E)のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量。
(F) 自己減量化量	(D)から(E)の自己中間処理後量を差し引いた量。
(G) 自己未処理量	(C)のうち、自己中間処理されなかった量。
(G1) 自己未処理自己再生利用量	(G)のうち、他者に有償売却できないものを自ら利用した量。
(G2) 自己直接最終処分量	(G)のうち、自己未処理で自己最終処分された量。(G2) = (I2)
(G3) 委託中間処理量	(L)のうち、自己未処理で委託中間処理された量。
(G4) 委託直接最終処分量	(O)のうち、自己未処理で委託直接最終処分された量。
(G5) その他量	(K)のうち、自己未処理でその他となった量。
(H) 搬出量	(I)、(J)、(K)の合計。
(I) 自己最終処分量	(H)のうち、自己の埋立地に処分した量。
(I1) 自己中間処理後自己最終処分量	(I)のうち、自己中間処理後に自己の埋立地に処分した量。
(I2) 自己直接最終処分量	(I)のうち、中間処理されることなく、自己の埋立地に処分した量。
(J) 委託量	中間処理及び最終処分を委託した量。
(K) その他	(H)のうち、その他となった量。
(L) 委託中間処理量	(J)のうち、処理業者等で中間処理された量。
(M) 委託中間処理後量	(L)で中間処理された後の廃棄物量。
(M1) 委託中間処理後再生利用量	(M)のうち、処理業者等で自ら利用し又は他者に有償で売却した量。
(M2) 委託中間処理後最終処分量	(M)のうち、最終処分された量。
(N) 委託減量化量	(L)から(M)の委託中間処理後量を差し引いた量。
(O) 委託直接最終処分量	(J)のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量。
(P) 委託最終処分量	処理業者等で最終処分された量。(M2+O)
(Q) 最終処分量	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計。(I+P)
(R) 再生利用量	排出事業者又は、処理業者等で再生利用された量。(E1+M1)
(S) 減量化量	排出事業者又は、処理業者等の中間処理により減量された量。(F+N)